

厚生労働大臣の定める揭示事項

● 入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤あわせて)一般病棟の看護職員は入院患者 10 人に対して 1 人以上、看護補助者(看護補助者 5 割以上)は入院患者 25 人に対して 1 人以上配置しています。

療養病棟の看護職員は入院患者 20 人に対して 1 人以上、看護補助者は入院患者 20 人に対して 1 人以上配置しています。

● 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について基準を満たしております。

● 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養(I)について、食事療養の基準に関する届出を行っています。

入院時食事療養に関する特別管理による食事提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時(夕食については午後 6 時以降)適温にて提供しております。

● 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供の推進していく観点から、すべての患者さんへ領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行いその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

● 基本診療料／特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の基本診療料及び特掲診療料に係る施設基準の届出事項は、別掲の「施設基準一覧」にてご確認ください。

● 保険外負担に関する事項について

当院では、特別な療養環境の提供(個室利用料)、証明書・診断書・文書作成料等につきましては、その利用日数、利用回数等に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

● 保険外併用療養費について

入院期間 180 日を超える入院に関する事項

法令に基づき、通算入院期間が 180 日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を自費負担いただきます。

特別料金の額(1 日につき) 2,409 円(税込)

・医薬品医療機器等法に基づく承認又は認証を受けた医療機器の使用等の実施に関する基準別掲「保険外費用(文書(診断書等)料、各種ワクチン他等)一覧」をご参照ください。

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

患者さんの希望により先発医薬品(長期収載品)を処方した場合に、後発医薬品(ジェネリック医薬品)との差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費として患者さんにご負担いただきます。

2025(令和 7)年 4 月 1 日現在

セントマーガレット病院